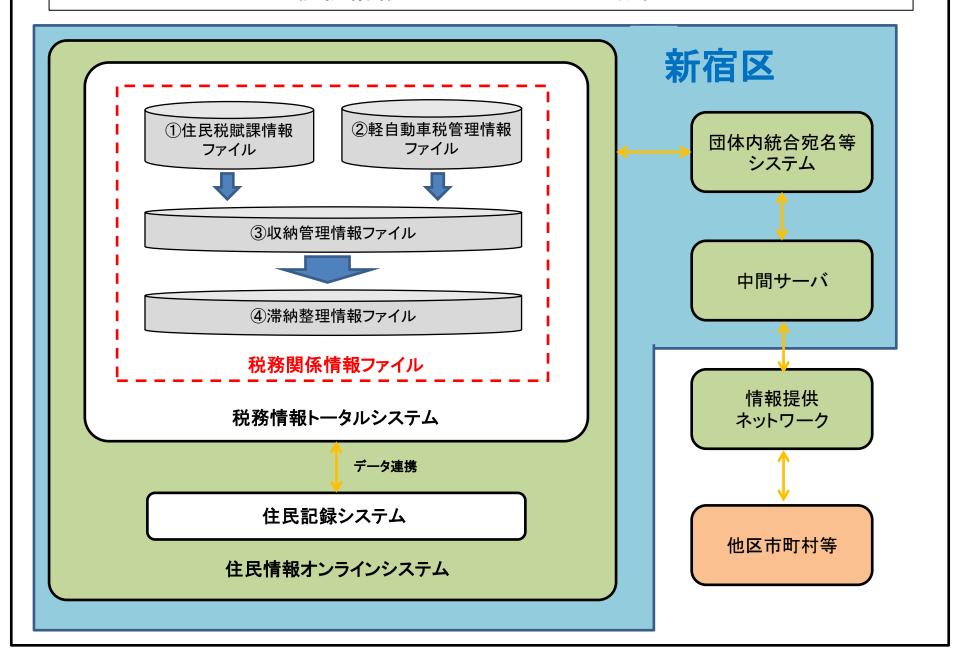
税務情報トータルシステムの概要



情報提供ネットワークを通じた情報連携(他区市町村からの照会例) 新宿区 中間サーバ

給与専従者収 控除対象配偶者 扶養控除対象 合計所得金額 ①の照会における 情報提供DB 情報提供DBの 提供可能データ 総所得金額 給与専従者収入額 公的年金等所得金額 山林所得額 長期譲渡所得額 特別控除額(長期 短期譲渡所得額 特別控除額(短期 未公開株式等譲渡所得 上場株式等譲渡所得 上場株式等配当等所得 雑損失繰越控除額 専従者控除額 先物取引雑所得 ②の照会における 情報提供DBの 提供可能データ 所得金額 (所得の有無 事業等に関する事項 総所得に関する事項 生命保険料控除額 地震保険料控除額 扶養控除額 譲渡等に関する事 別居の被扶養親族等 (申告の有無 配当所得に関する事項 16歳未満の被扶養親族 (給与支払者の名称等) ③の照会における 情報提供DBの 提供可能データ

情報提供 ネットワーク システム

他区市町村

ſ			中間サーバ
\	照会内容	現行の根拠法令	番号法の根拠法令
	①個人住民税の配偶者控除等の適用	新宿区個人情報保護条例第12条2項4号	番号法第19条第7号
	②国民健康保険税の賦課	新宿区個人情報保護条例第12条2項4号	番号法第19条第7号
	③生活保護法に基づく課税状況等の調査	生活保護法第29条第2項	番号法第19条第7号
- 1	•		

団体内統合宛名等システ

団体内統合宛名等システム